

令和2年7月1日（水）から 喫煙禁止地区（みなとみらい21地区）を拡大 します

喫煙禁止地区のうち、「みなとみらい21地区」の指定区域を令和2年7月1日（水）から新市庁舎周辺まで拡大し、喫煙禁止地区等指導員の巡回・指導が始まります。

なお、このたびの指定区域の拡大については4月3日に告示した際に記者発表をしておりますが、開始日にあたり改めてお知らせいたします。



1 根拠条例

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例

2 指定拡大区域

新南口（市役所口）が開設されたJR桜木町駅南側から、新市庁舎がある中区本町6丁目まで

【喫煙禁止地区について】

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例では、たばこの吸い殻のポイ捨てやたばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、喫煙禁止地区について規定しています。

- ・喫煙とは、たばこを吸うことのほか、火の付いたたばこを持つことも含まれます。
- ・指定地区内の屋外における公共の場所において喫煙した場合、罰則として2,000円の過料を科しています。

お問合せ先

資源循環局街の美化推進課長 佐藤 栄次 Tel 045-671-2536